

保育実習指導の内容に関する客観的分析

一名古屋女子大学における指導内容とミニマムスタンダードとの比較検討から一

榎原博美*

An Objective Analysis of the Contents of Guidance for Childcare Practices : A Comparative Analysis between Nagoya Women's University and the Minimum Standard

Hiromi SAKAKIBARA

はじめに

保育実習は保育士養成において学生が専門的な技能を実践的に獲得するために重要かつ多大な影響を及ぼすものであり、学生が保育現場において保育の実践を観察・体験することによって専門職としての保育士の仕事に関する具体的な理解と自覚を深め、実践的な能力を身につける機会にもなる。それゆえ大学など保育士養成校での実習指導プログラムは学生が課程の目的を達成できるよう綿密かつ系統的・効果的に設計されなければならない。

2003（平成15）年12月9日付けで厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（雇児発第1209001）」（以下「局長通知」）が通知され、その別紙2において「保育実習実施基準」が示された。それによって保育実習を養成校が行う際の条件整備は以前よりも厳格になったといわれている。このような状況を受けて近年（2005年）、社団法人全国保育士養成協議会専門委員会によって保育実習指導のミニマムスタンダード（以下MSとする）が作成され提示された。作成の目的は、保育実習指導の質的向上に寄与すること¹⁾であるとされるが、背景にはこれまで養成校と実習施設間で共有できる標準的事項が存在していなかったことで両者の連携がスムースにいかないなどの弊害がしばしば指摘されてきたという経緯がある。このようなMSの提示が各養成校における実習指導の自由度に制限をおよぼしたり画一化をうながすということに対する懸念もあるが、他方で保育指導に係る標準的事項を共有することは養成校が自らの教育の水準について点検・評価を行う際の実効的な尺度として機能するもの²⁾として積極的にこれを活用することも可能であると思われる。そこで本稿では、筆者が保育実習指導における訪問指導を担当する立場から名古屋女子大学（以下本学と記す）における指導内容に関してMSの内容とシラバス・手引き・指導記録用紙などの客観的資料を比較検討することで分析しその水準に関しての現時点での点検・評価を行う。それを通じて今後の実習指導に対しての若干の提案を試みたい。その際筆者が実習指導者として実際にそれらの作成に携わったという当事者の立場ではなく、訪問指導のみを部分的に担当するという立場であることで、それら資料を客観的に分析することが可能になると思われる。

* 本学非常勤講師

1. 実習指導計画の検討

実習指導計画については、MSの作成過程では全国の養成施設から収集されたシラバスおよび手引きが検討の対象とされたが、結果として策定された実際のMSではそれらについての具体的なモデルを提示するのではなく実習指導計画のスタンダードとしての提案³⁾がなされている。それらを検討するにあたり本稿ではMSの実習計画指導に盛り込むべき標準的な事項およびMS作成の前提となった「局長通知」の内容と照らし合わせて筆者なりに析出したものを点検項目（点検項目には、資料としてのシラバスおよび手引きの文言のみを検討することでも可能になるものを抽出し、実際の授業内容を検討しなければ把握できないような項目は割愛した）として示し、それらを具体的な資料としてのシラバスおよび手引きに照らし合わせて検討することをもって実習指導計画の内容検討とすることにした。これらの資料に関する分析は、それらが、対外的に発信する、または読み手を意識した「読み物」としての性格を持っているという点などから、執筆を担当していない筆者には客観的な読み手という視点からの検討が可能であり有効であると思われる。

検討項目は以下の各点である（その際、筆者が担当する訪問指導が保育所だけであることの制約から分析対象は保育所実習に関する内容に限るものとする）。

〈シラバスに関する点検項目〉

- ①実習強化のために選択必修化された「保育実習Ⅱ」と「保育実習」との継続性・段階性が考慮されているかどうか。
- ②子ども、家庭、地域への理解を深化できる項目が含まれるかどうか。
- ③保育士としての「職業倫理」を涵養するための項目（とくに守秘義務に関して）が含まれるかどうか。

〈手引きに関する点検項目〉

- ④学生が具体的な内容を的確に理解できる項目が含まれるかどうか。
- ⑤個別的な指導も視野に入れた事前・事後指導に関する項目が含まれるかどうか。
- ⑥養成校と実習施設との連携を意識した項目が含まれるかどうか。

1) シラバスの検討

上述「シラバスに関する点検項目」の3つの観点から本学2006年度のシラバスの内容を検討してみた。それによれば①に関しては、本学では「保育実習」にあたる科目名が「保育実習指導」および「保育実習1A」である。また「保育実習指導」の講義題目は保育実習1A事前事後指導となっている。「保育実習Ⅱ」にあたるのが「保育実習2」である。授業の目的をみると「保育実習指導」は、「保育実習1A」の事前指導として位置づけることが述べられ、さらに「この過程で各自の実習における課題を明らかにし実習に向けての新たな学習目標を獲得する。」と明記されている。学習上の留意事項にもこの科目の履修が保育実習1A履修の前提条件となることが述べられ、「2年次の保育実習指導へと継続する」「1年次の保育実習指導からの継続である」と書かれている。これらから、「保育実習指導」1年次と2年次、および「保育実習1A」との継続性・段階性を非常にわかりやすく明確に読みとることができる。さらに「保育実習2」の目的にも「保育実習1での経験をふまえながら」とされており、継続性・段階性が考慮されているといえる。

授業計画をみていくと、2年次の「保育実習指導」では具体的な実習期間を明記して保育実

習1 Aが組み込まれている。このことから「保育実習指導」の全体に「保育実習1 A」がどの段階に位置づくのかについても把握できる。①の点に関しては本学では、ストレートな表現を用いて明確に示されているということができるだろう。

次に②に関しては、「保育実習指導」の内容にはこれにあたる項目はみられない。「保育実習1 A」の授業計画をみていくと、「・家庭や地域社会の理解」という項目が示されている。「保育実習2」では「・個々の子どものニーズの理解」「・地域社会との連携について学ぶ」という項目がある。さらに「・家族とのコミュニケーションの習得」という具体的な項目も示されている。これらからMSで掲げられた子ども・家庭・地域への理解を深化する項目がきちんと含まれているということができる。「保育実習指導」にこれにあたる項目がみられなくとも、おそらく授業計画5の保育士の職務と役割、あるいは手引きで詳しく指導されることは予想できる。シラバスの文言だけの分析から「保育実習指導」においてこの点に関する指導がなされていないと判断するのは早計であると思われる。しかしながら対外的発信、読み物としての性格を考慮した場合に、客観的な読み手に対しては、書かれていない項目に関しては指導されないと判断されかねないことが若干懸念される。

③については、「保育実習指導」(2年次)では「プライバシーの保護と守秘義務」と明記されている。「保育実習1 A」では「保育士としての倫理を学ぶ」と示されている。「保育実習2」でも同様の項目が示される。事前指導にあたる「保育実習指導」で具体的にはつきりと示されていることから、本学ではこの「守秘義務」に関しての指導について重点がおかれていていることが確認できた。

以上、シラバスの文言を検討の対象にしてきたが、本学においてはおおむねMSで重点が示された項目に関して網羅されていると判断できる。さらには本学独自の実習指導計画として1年次、2年次と段階を追い、また「保育実習指導」を「保育実習1 A」の事前事後指導と明確に位置づけ「保育実習2」がそれらをふまえた科目であると示されていることで、継続性のある指導がなされると読みとれるシラバスであることが確認できた。

2) 手引きの検討

上述「手引きに関する点検項目」の3つの観点から手引きの検討を行った。それによれば、①に関しては、「はじめに」において本学における全実習の期間と実習の名称が述べられ、また実習計画として表で一覧で示されている。これにより実習の全体像が把握できる。次に目次では、大まかな項目としての(I)保育所実習の意義と目的(II)保育所実習の実際、がある。(I)の中には1保育所での実習、2実習生としての心がまえ、3実習の手続きと書類、の3つの項目が含まれている。(II)には1保育所実習の段階と内容、2実習に必要な書類、3記録の書き方、4事前訪問・事前学習、5実習の持ち物、6実習中の注意事項、7実習が終わってから、の7つの項目が含まれている。内容をみていくと、(I)の1では実習で具体的に何を学ぶか、保育実習1 Aと保育実習2の違い、などが述べられている。2では目的意識をもつ、マナーや言葉遣い、子どもの目線で話す、など具体的なことがらが盛り込まれる。また積極的というはどういうことかを説明するためにQ&A方式で答えているところがユニークである。(II)の1はさらに項目が細分され見学実習、観察実習、参加実習のそれぞれについて詳しく解説されている。観察実習では記録のとり方や留意点が示されるなど具体的で親切な記述である。記録や指導計画に関しては、実際の記録や指導計画の具体例(見本)が掲載されていることで、学生が具体的な内容を的確に理解できる項目が含まれていることが確認できる。

次に②に関しては、(II)の4事前訪問・事前学習、に持ち物のチェックリストが掲げられており、各人で個別にチェックすることができるようになっている。また、園によっては様々な方針で保育が行われている、ということに言及することで、学生が個別の園を意識した対応をすることが促される記述になっているといえる。

③の養成校と実習施設との連携を意識した項目が含まれるかどうか、については、指導実習における指導案作成に関して実習施設の担任から助言を受けて作成することについての記述がなされていること、あくまで個別の実習園の方針に従う旨が述べられることなどが連携を意識した項目にあたると思われる。しかしながらこれらは実習においてこれまで一般的にあたりまえのこととして行われてきていることであり、それらをもって連携を意識しているとまで評価できるかどうかについてはやや疑問である。MSにおいて求められる養成校と実習施設との連携を意識した項目とは養成校と実習校との指導が一貫して完結する場合にあてはまるものであるといえるのかもしれない。

2. 訪問指導の検討

訪問指導の検討に入る前に、ここでは訪問指導の意義について確認しておきたい。MSで確認された内容によれば、それは実習指導全体の中において実習の計画の実施状況を中間的に把握する機会として位置づけられるものであり、養成校側の訪問指導者と実習施設側の指導担当職員とが連携して実習生へのスーパービジョンを行うことにある⁴⁾。実習の当事者それぞれにおいて意義のあるのが訪問指導であり「局長通知」⁵⁾にも明記されている。

養成校における意義としては、実習生との面談や観察によって実習状況を把握する機会を持つ、実習期間中の面談や実習日誌等の資料を基に実習施設の指導担当職員と連携して、より有意義な実習となるよう必要に応じた指導の機会を持つ、指導担当職員との懇談等を通して、実習施設についての情報収集並びに養成校の教育・実習目標や方法の説明など諸事項の協議を行い、実習や養成について実習施設と連携を図る機会とする、などが挙げられる。実習生における意義としては、不安や緊張がほぐされて、安心感とやる気につながる機会となる、戸惑いや不安の原因や内容を明確化し、実習生自身の姿勢や価値観の明確化につなげる機会となる、実習の目標やそこへの到達状況を点検して、必要な修正と適切な方法の再確認の機会とする、実習施設側とのコミュニケーションの調整の機会とする、実習上の具体的な指導を受ける機会とする、実習遂行上の事務的学内ルールを確認する機会とする、などがある。指導担当職員における意義としては、実習生にとってより有意義な実習となるよう養成校と協働して指導の機会をもつ、実習、実習生についての理解を深めるための情報を得る機会となる、養成校の教育・実習目標についての確認や実習施設についての情報提供・個人情報に関する配慮等その他の諸事項の協議を行って、実習や養成について養成校と連携をはかる機会とする⁵⁾、などである。このように実習指導の全体からみても訪問指導の役割はかなり重要であるということができる。

MSで提案された訪問指導の方法に関する記述から、とくに重要と思われる点は以下の3点である。

- ① 実習生からの要望に応じて訪問指導のできる体制がどれだけ整えられているか。
- ② 訪問指導の意義について、実習生と指導担当職員、訪問指導者の三者に共通理解が形成されているか。
- ③ 個別の実習生に対するスーパービジョンを行うことができるか。

これらを実現できる訪問指導の方法、内容、指導記録、それぞれに関しての基準が示されているので以下で検討したい。

(1)訪問指導の方法

訪問指導の方法としては具体的には訪問の回数と時期、訪問指導の所要時間、訪問指導の形態として提案されている。それによれば回数と時期は実習期間中に1回以上で実習の中間頃を目安に訪問すること、所要時間は少なくとも1人につき30分程度を充てること、実習生と訪問指導者との二者面談は欠かせないこととされる。本学では実習の中間頃に1回の訪問を（予定）しており、基準は満たされている。しかしながらあらかじめ訪問すると決めた以外の日時に訪問することは想定していない。①のような場合があれば本学では訪問のみを担当する教員ではなく実習担当指導の教員が直接訪問することも場合によってはあるだろう。所要時間は各園の都合によるため30分を確保できるかどうかは確定できない。実習生との二者面談に関してもその日の園の都合によることになる。したがって先に掲げた①～③の点に関して、とくに②の共通理解が形成されているとまでは言いにくい状況がある。また③に関しても訪問する園によっては実現しない可能性もある。今後は可能な限り事前に訪問指導の意義について実習受け入れ園との間で十分に確認した共通理解を形成しておき個々の実習生と訪問指導者が二者で面談ができる時間が確保される必要があると思われる。

(2)訪問指導の内容

訪問指導の内容として提案されているのは、1実習生の様子の把握、2実習の状況の確認と調整、3子どもとの関係の確認と指導、4指導担当職員を含めた全職員との関係の確認と調整、5指導担当職員への連絡・依頼内容、6養成校側の教育方針や方法と実習施設の実習指導プログラムや方法との調整、の6点である。1および2に関しては当然行われる指導であるので問題ない。5、6もすべての訪問先で可能である。しかしながら3、4、を行うためには、(1)の訪問指導の方法で欠かすことができないとされた実習生との二者面談が前提となる。あらためて実習生との二者面談の確保を事前に実習受け入れ校と確約しておくことが必要となるであろう。

(3)訪問指導記録

MSで確認されている記録することの意義としては、文字化する過程であいまいさが軽減する、文字化して留めることにより、時間を越えて繰り返し扱うことができる、文字化することによって第三者との共有化が図りやすい、などの点である。これらの意義に加えて本学の場合のように、事前指導（実習前）→訪問指導（実習中）→事後指導（実習後）と一貫して一人の指導者が担当するのではなく、訪問指導に関しては複数の教員で担当する体制を採用しているケースではなおさら訪問指導の記録は重要になってくると思われる。MSで提案されている訪問指導記録に含まれるべき2つの柱は、「訪問指導者が把握した事項」と「訪問指導者がしたこと」の二本である。それを基に含まれることが望まれる細かい項目として、訪問者氏名、訪問先、実習生氏名などの事務的な内容以外では、面談の形態、把握事項と指導・助言内容、調整・連絡・依頼事項、が挙げられている。またそれに沿って作成された具体的な訪問指導記録用紙のモデル様式も示されている。それによれば事務的内容以外で記入する項目は9つの枠に分けられている。これらに照らし合わせて本学の場合を分析してみると、含まれるべき2本の柱としての

「把握した事項」と「したこと」に相当するものとしては「園側からの本学に対する要望」に記入されるべき内容が前者に、「実習生に関する事項」に記入されるべき内容が前者および後者の両方に相当すると判断できる。本学の様式では加えて「その他」の項目が設けられている。MSで提案されているように細かい記録様式になっているとはいえない。しかし一応2つの柱は含まれている。あの事柄に関しては「その他」に自由に記述できるということでMSよりも柔軟な形式を採用しているといえるだろう。

以上、訪問指導についてMSに照らし合わせて分析してきたが、本学では指導の方法においても指導の内容にても各実習校での扱いに依存せざるを得ない状況があり、養成校として一律に徹底させることは現段階では難しいことが把握できた。また実習記録に関しては本学の独自な様式による柔軟な形式を採用していることが把握できた。今後実習の効果をより高めていくという観点から訪問指導者と実習生との二者面談の確保を実習校に要請できるような連携づくりと訪問指導者における適切な指導が可能となるようより細かい事前の実習生把握、および訪問指導の意義に対する十分な認識を実習生、実習校の三者ともに徹底していくことが重要であると思われる。

おわりに

本稿では、名古屋女子大学における保育実習指導の内容に関して近年提案された保育実習指導のミニマムスタンダードの内容とシラバス・手引き・訪問実習記録など客観的な資料とを比較検討することによって分析してきた。その際、筆者が保育実習指導における訪問指導を部分的に担当するという客観的な立場からの視点で分析をすることを試みた。それによれば、客観的にみて本学の保育実習指導の内容は資料を見る限りにおいてはMSの基準をおおむね満たすものであるといえる。訪問指導に関しては大まかな内容である印象を持ったが、別の面では本学の独自性も含まれていることがわかった。

本稿に関しては、表面的な資料の文言のみから伺い知れる内容に関する分析であることに対しての限界の問題点は否定できない。その限界をふまえつつ若干の提案をしたい。訪問指導を実際に担当させていただいた立場であることも含めて、今後は実習の効果をより高めるために訪問指導をさらに充実の方向で位置づけていくことが望ましいであろう。そのためには、よりきめ細かい指導ができるよう実習指導を担当する教員への事前のマニュアルに具体的な訪問実習指導の意義や指導内容、指導方法などについて盛り込むこと、および実習校にも訪問指導の内容と意義を事前に確認、提示することが効果的であると思われる。それによって今後の実習指導がより一層系統的なものとして充実することが期待できるであろう。さらに、訪問実習指導の経験を生かした自身への課題として今後は担当する授業科目と実習との関連をより意識した授業計画及び授業展開をしていくこと、保育実習指導で有効な指導内容・方法を幼稚園教育実習の指導にも効果的に敷衍できるような研究を継続していくことを期したい。

謝辞

本稿執筆にあたりまして、資料等の使用と執筆をご許可いただきいた荒川志津代先生、保育実習の資料をご提供くださいました川上輝昭先生、訪問指導についてご助言ご指導いただきました鈴木方子先生に心よりお礼を申し上げます。

注

-
- 1) 社団法人全国保育士養成協議会『保育士養成資料集』第42号 p.57 (2005)
 - 2) 同上
 - 3) 同上 p.63 p.65
 - 4) 同上 p.82
 - 5) 「局長通知」の保育実習実施基準第3実習施設の選定等において「4 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難い場合は、それと同等の体制を確保すること。」とされた。